

第34回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年8月23日（火）午後6時45分～
さいたま市役所第2別館第3会議室

1 開 会

2 議題

(1) 各チームからの報告事項について

(2) 自治基本条例について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

次第

参考資料1 市民から寄せられた意見

市民から寄せられた意見

自治体における情報公開（知る権利）と市民参加（意見表明権）の推進に取り組んでいる市民団体として、「最終報告（案）」に対して次のとおり意見を述べます。

【意見の趣旨】

人事行政の運営等の状況の公表について、次の条文を新設する

「第〇〇条 市長は、市の人事行政の運営等の状況について、広く公表しなければならない。そのさい、市長は、市民に分かりやすく情報を提供するという観点から、適宜、記載事項、比較対象、表・グラフ等を活かす等の工夫を積極的に行うよう努めなければならない。」

【意見の理由】

- ① さいたま市の条例は現在、全部で358本ありますが、このうち、条例の名称の中に「公表」の文字があるのは、「さいたま市財政状況の公表に関する条例」と「さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の2本だけです。つまり、市政運営上、《財政》と《人事》は極めて重要なので、その詳細な状況につき、特に個別に公表条例が制定されているわけです。
- ② 「さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」[省略]は、2005年3月に制定されました。きっかけは、前年に従来総務省総務事務次官通知を発展させて「地方公務員法」が改正され、「第58条の2」の新設により、自治体に人事行政の運営等の状況の公表が義務づけられたからです。
- ③ しかしながら、この法改正の趣旨は、市長（人事課）に十分に理解されていません。事実、毎年公表内容から、市教育委員会が任命権者である県費負担教職員（市立小・中学校の教員等）約5000人の人事情報が欠落していました。その結果、たとえば学校の管理職への女性教員登用率が政令市の中で最下位であることに気づかれていません。
- ④ 「地方公務員法」上で公表という作為の義務づけがなされているので、「自治基本条例」上も当然に「市長は…公表しなければならない」と規定する責務が生じます。
- ⑤ 参考に、他の自治体の積極的な公表事例（川崎市、北九州市、鳥取県、大阪府の事例 [省略]）を提出します。

以上、1名（市民団体）の方からの意見（一部要約）